

多機能化FDRデータ等管理用器材の旧器材から新器材へのデータ移行・調整契約希望者募集要項

多機能化FDRデータ等管理用器材の旧器材から新器材へのデータ移行・調整契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)  
分任支出負担行為担当官  
海上自衛隊航空補給処管理部長  
(公印省略)

記

- 1 調達品目  
多機能化FDRデータ等管理用器材の旧器材から新器材へのデータ移行・調整  
(詳細は別紙のとおり)
- 2 公募に応募できる者の資格  
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
  - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
  - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 経営の状況又は信頼度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
  - (5) 令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であると認められる者。なお、申請中に応募した場合は、資格決定後、速やかに提出すること(資格の等級及び競争参加地域は問わない)。
  - (6) 当該役務の実施に当たり、必要な次の能力・態勢を有するか、履行時までには有することができる者
    - ア 当該役務に必要な知識、技能及び器材を有する者
    - イ 役務の実施に際して関連会社との十分な連携態勢をとること
    - ウ 納入後の不具合に対する対応が迅速かつ継続的な対応態勢をとること
    - エ 当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託する業務に応じて、本項第3号及び第6号アからウ項の項目を満たすこと
- 3 参加表明  
応募する者は、「参加表明書」及び次に掲げる資料を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係わる技術資料を提出することで、本項各号に示す技術資料の提出を省略することができる。
  - (1) 第2項第1号から第5号については、資格決定通知書の写しとする。
  - (2) 過去5年間の多機能化FDRデータ等管理用器材の旧器材から新器材へのデータ移行・調整の実績または類似実績(年度、契約相手方、事業名、対象機器名、作業内容、期間、人数等)  
※実績がない場合は省略可
  - (3) 多機能化FDRデータ等管理用器材の旧器材から新器材へのデータ移行・調整の役務に必要な知識、技能及び器材を有する者であることを証明できる書類
  - (4) 第2項第6号イ及びウについては、態勢を有することを証する書類等を提
  - (5) 下請業者がある場合は、会社名、所掌業務及び委託する業務に応じて、本項第2項及び第3項の項目を証明できる書類

- (6) 対象期間内の提出  
複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。
  - (7) 参加表明書及び技術資料（以下「提出資料」という。）はそれぞれ1部、提出先に持参又は郵送するものとする。  
なお、提出資料の製本、綴込み等は要しない。
  - (8) 提出先  
〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地  
海上自衛隊航空補給処 管理部契約課 契約班審査係
  - (9) 提出期間  
令和7年7月31日（木）～令和7年9月1日（月）  
なお、直接持参する場合は休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
  - (10) 新たに体制、設備等が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。
- 4 技術資料の審査等
- (1) 技術資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
  - (2) 技術資料の提出者は、設備体制、保全状況等の業態調査のための協力依頼があった場合には、当該施設等への立入りを含め、調査に協力しなければならない。
- 5 審査結果の通知  
公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。
- 6 疑義の申立
- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。  
ア 窓 口  
第3項第5号に同じ。  
イ 時 間  
直接持参する場合は休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
  - (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して、5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
  - (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して、3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- 7 応募にあたっての留意事項  
応募者は応募に当たり、下記の各号について同意した上で応募するものとする。
- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
  - (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
  - (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
  - (4) 資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
  - (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
  - (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合、速やかに変更の届出をしなければならない。
  - (7) 提出資料に自社以外のものを引用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出典元を明らかにすること。
  - (8) 調達品目の仕様に関する問合せは、最寄りの分任支出負担行為担当官に行うことができる。
- 8 応募者の義務
- (1) 審査合格の通知を受けた場合には、海上自衛隊航空補給処入札心得を熟知の上、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
  - (2) 審査合格の通知を受けた者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに申し出なければならない。
  - (3) 応募者で契約相手方とならなかった者は、官が貸出した仕様書等を返却しなければならない。
  - (4) 応募者は官が貸出した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

9 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 審査合格者で著しい経営状況の悪化等により契約の相手方として適当と認められなくなった者は、契約の相手方としない。
- (3) 品目については、過去の調達実績等に基づき記載してあるため、今後、必ず調達があることを保証するものではない。また、調達が既に終了している場合がある。
- (4) 提出資料は、応募者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 公募に関する問合せ先
  - ア 公募全般に関すること  
海上自衛隊航空補給処 管理部契約課 契約班審査係  
TEL 0438-23-2361 (内線5085)
  - イ 技術資料に関すること  
海上自衛隊航空補給処 下総支処 整備資料管理課 解析班  
TEL 04-7191-2321 (内線3228)

品名	型式	製造会社	役務内容	
			旧器材から新器材へのデータ移行	新器材サーバー部から端末部での動作確認
旧多機能化FDRデータ等管理用器材	MFDR-M-1	日本ヒューレット・パッカカード株式会社 他	○	
新多機能化FDRデータ等管理用器材	旧多機能化FDRデータ等管理用器材と同等品 (※)	左記の同等品を納めることのできる製造会社	○	○

〇〇. 〇〇. 〇〇

(公募実施権者)  
分任支出負担行為担当官  
海上自衛隊航空補給処管理部長 殿

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

参 加 表 明 書

空補処公示第〇〇-〇〇号 (〇〇. 〇〇. 〇〇)

品 名	備 考

- 添付書類：
- 1 資格審査結果通知書 (写し)
  - 2 平成〇〇年〇月期有価証券報告書 (空補処公示第〇〇-〇〇号にて提出済)
  - 3 技術資料一式
    - ア 契約実績一覧表
    - イ 何々
    - ウ 何々 ……

※添付書類の記載は一例であり、契約希望者募集要項にしたがい、必要事項を列挙してください。